



2025 年 6 月 20 日

各 位

会社名 日本電信電話株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 島田 明
(証券コード 9432 東証プライム)

株式会社 NTT データグループ株式 (証券コード 9613) に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

日本電信電話株式会社 (以下「公開買付者」といいます。) は、2025 年 5 月 8 日、株式会社 NTT データグループ (株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」といいます。) プライム市場上場、証券コード：9613、以下「対象者」といいます。) の普通株式 (以下「対象者株式」といいます。) を金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。) による公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) により取得することを決定し、2025 年 5 月 9 日より本公開買付けを実施しておりましたが、以下のとおり、本公開買付けが 2025 年 6 月 19 日をもって終了いたしましたので、その結果についてお知らせいたします。

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

名称 日本電信電話株式会社
所在地 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号

(2) 対象者の名称

株式会社 NTT データグループ

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
592, 810, 968 株	125, 314, 700 株	一株

(注 1) 本公開買付けに応じて売付け等の申込みがなされた株券等 (以下「応募株券等」といいます。) の総数が買付予定数の下限 (125, 314, 700 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限 (125, 314, 700 株) 以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注 2) 買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数 (592, 810, 968 株) を記載しております。当該最大数は、対象者が 2025 年 5 月 8 日に公表した「2025 年 3 月期決算短信 [I F R S] (連結)」 (以下「対象者決算短信」といいます。) に記載された 2025 年 3 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数 (1, 402, 500, 000 株) から、対象者決算短信に記載された 2025 年 3 月 31 日現在の対象者が所有する自己株式数 (11, 232 株。なお、取締役等への株式報酬制度のために設定した株式交付信託に係る信託口が所有する対象者株式 402, 100 株は、一定の手続の下、本公開買付けに応募することが可能であるため、対象者が所有する自己株式数には

含めておりません。以下、対象者が所有する自己株式数について同じとします。) 及び公開買付者が所有する対象者株式数 (809, 677, 800 株) を控除した株式数 (592, 810, 968 株) です。

(注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法 (平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。) に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間 (以下「公開買付期間」といいます。) 中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

2025 年 5 月 9 日 (金曜日) から 2025 年 6 月 19 日 (木曜日) まで (30 営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき金 4, 000 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限 (125, 314, 700 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数 (336, 797, 773 株) が買付予定数の下限 (125, 314, 700 株) 以上となりましたので、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令 (昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。) 第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 (平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。) 第 30 条の 2 に規定する方法により、2025 年 6 月 20 日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	336, 797, 773株	336, 797, 773 株
新 株 予 約 権 証 券	一株	一株
新 株 予 約 権 付 社 債 券	一株	一株
株 券 等 信 託 受 益 証 券 ()	一株	一株
株 券 等 預 託 証 券 ()	一株	一株
合 計	336, 797, 773 株	336, 797, 773 株
(潜在株券等の数の合計)	—	(一株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	8,096,778 個	(買付け等前における株券等所有割合 57.73%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	11,464,755 個	(買付け等後における株券等所有割合 81.75%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	14,023,464 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2024年11月8日に提出した第37期半期報告書に記載された2024年9月30日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式も買付け等の対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者決算短信に記載された2025年3月31日現在の対象者の発行済株式総数（1,402,500,000株）から、対象者決算短信に記載された2025年3月31日現在の対象者が所有する自己株式数（11,232株）を控除した株式数（1,402,488,768株）に係る議決権の数（14,024,887個）を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

- ② 決済の開始日
2025年6月26日（木曜日）

- ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされた方（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。）の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等及び今後の見通しにつきましては、公開買付者が 2025 年 5 月 8 日に公表した「株式会社 NTT データグループ株式（証券コード 9613）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載した内容から変更はありません。

なお、本公開買付けの結果を受け、公開買付者は、対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続（以下「本完全子会社化手続」といいます。）を実施することを予定しております。対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されておりますが、本完全子会社化手続が実行された場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は所定の手続を経て上場廃止になります。なお、対象者株式が上場廃止となった場合は、対象者株式を東京証券取引所において取引することはできません。今後の手続につきましては、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

日本電信電話株式会社

（東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

以 上

本件に関する問い合わせ先
財務部門 IR 室 赤石、大島
Tel :03-6838-5481

【米国規制】

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の記載には、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。）第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、対象者又はそれぞれの関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを保証するものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類中の「将来に関する記述」は、プレスリリースの日付の時点で公開買付者及び対象者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれぞれの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。